

# 愛西市水道事業 水道料金改定案の概要

## 1 改定に至った背景

### 1) 浄水場施設の経年化、防災対策及び適切な施設規模の見直しが必要です

浄水場は、昭和40年代後半に整備され、配水池等の主要構造物は老朽化が進行していることや、防災対策が万全ではないことに加え、人口減少により施設能力は過大なものとなっている状況です。

### 2) 管路施設の老朽化対策及び耐震化対策が必要です

管路施設（水道管）は、県内や近隣水道事業者の水準と比較し、老朽化率は高く、耐震化率も低い状態であり、予期せぬ破損事故、漏水量増加や来る大規模災害時において、機能不全に陥る可能性が高い状況にあります。

### 3) 給水収益は減少傾向にあるため、早期に更新等事業を進める必要があります

給水人口は減少傾向にあり、給水量は減少し、給水収益も減少していくことが見込まれています。更新等事業を令和6年度から実施した場合、令和6年度から令和10年度までの5年間の損益は△1億5千万円が見込まれます。

### 4) 給水区域内の水道料金の地区間格差の是正を目指します

佐織地区、八開地区の料金格差について、平成28年度の料金改定により、料金体系を同じにしたものの、格差の是正を段階的に目指す必要があります。

## 2 水道料金改定案等について

### 1) 水道料金改定の方針

#### ・料金改定の時期

条例改正を令和5年3月に行い、令和6年度からの施行を予定します。

#### ・算定期間の設定

段階的に行う地区間料金の統一までの利用者負担軽減の緩和期間として、まずは、令和6年度から令和10年度までの5年間の赤字見込みを解消するものとします。

#### ・少量利用者への配慮

高齢化世帯等における少量利用者への負担軽減の配慮をします。

### 2) 水道料金改定案について

上記2の1)を踏まえ、次の3案をお示しします。

#### ● 3案の共通事項

- ・少量利用者の負担軽減を目的とし、超過料金を見直すにあたり、基本料金を佐織・八開を統一し、800円とし、基本水量制を廃止します。

佐織地区 現行基本料金 1,200円/10m<sup>3</sup> ⇒ 改定案 800円

八開地区 現行基本料金 1,650円/10m<sup>3</sup> ⇒ 改定案 800円

※地区間の格差 10m<sup>3</sup> 当り 450円を見直し、基本水量制を廃止すること

で基本料金は下がりますが、料金総額は実質値上げとなります。

- ・超過料金は、基本水量0 m<sup>3</sup> 化に伴い、新たに0-10m<sup>3</sup> の設定を設け、現行の5段階から6段階に変更し、超過料金の地区間格差を縮めます。

- ・改定料金全体のイメージ：1か月当りの使用水量とした場合

10m<sup>3</sup> 以下 …佐織・八開とも値下げ

11～40m<sup>3</sup> 以下 …佐織：基本料金影響分の値上げ、八開：変動なし

41m<sup>3</sup> 以上 …佐織：基本料金影響分の値上げ、八開：超過料金分の値上げ

- 水道料金改定案（詳細別添参照。平均改定率は令和3年度を基準とした場合。）

※参考：平成28年度料金改定時における平均改定率は8.03%

- ・改定案① 平均改定率は5.01%となります。

佐織地区：基本料金を含む使用水量による料金は、現行料金と比べて、  
16.67%UP、超過料金11～20m<sup>3</sup> 3.70%UP

八開地区：超過料金41m<sup>3</sup> 以上を佐織地区単価に合わせ15.79～17.95UP

- ・改定案② 平均改定率は6.75%となります。

佐織地区：基本料金を含む使用水量による料金は、現行料金と比べて、  
20.83%UP、超過料金11～20m<sup>3</sup> 7.41%UP

八開地区：超過料金41m<sup>3</sup> 以上を佐織地区単価に合わせ15.79～17.95UP

- ・改定案③ 平均改定率は13.68%となります。

佐織地区：基本料金を含む使用水量による料金は、現行料金と比べて、  
37.50%UP、超過料金11～20m<sup>3</sup> 22.22%UP

八開地区：超過料金41m<sup>3</sup> 以上を佐織地区単価に合わせ15.79～17.95UP

佐織と八開が統一した場合

### 3) その他：加入者分担金について

加入者分担金については、海部南部水道企業団給水区域との関係や従前からの加入者との公平性の観点から、今回においては、改定等しない方針とします。

## 3 今回改定後の方針等について

### 1) 次期改定について

改定以後は3年から5年毎に料金検討を行います。

### 2) 料金算定方法について

現在、本水道事業では水道施設台帳整備を進めています。整備後においては、より適切な収支計画や料金試算が可能となる状況を踏まえ、(公社)日本水道協会が定める、「水道料金算定要領」に基づき、料金改定の試算を行います。

### 3) 水道料金の統一について

料金格差の是正については、次回の改定(令和9年度から11年度を予定)において統一を図るものとします。